

告 示

埼玉県告示第四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所でなくなった。

平成二十九年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
さいたま赤十字病院 医療法人社団仁心会越谷 ハートフルクリニック	埼玉県さいたま市中央区上落合 八丁目三番三十三号 埼玉県越谷市川柳町三丁目五十 番地一	平成二十八 年十二月三 十一日